

社団法人東京都雇用開発協会からのお知らせ

## 本年7月1日から「障害者雇用納付金制度」が変わりました。

### ＜ 改正内容のポイント ＞

(図1)

次の3点が、平成22年7月1日から施行されました。

#### (1) 対象事業主の範囲が拡大されました。

新たに、常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下のすべての事業主に障害雇用納付金の申告を行っていただくことになりました(※1)。

なお、常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日までの5年間は、減額特例が適用されます(※2)。(法定雇用障害者数からの不足数1人当たり月額「5万円」を「4万円」に減額)

※1 平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

※2 平成23年度の申告で減額特例の対象となるのは、平成22年7月から平成23年3月までの9か月間に、常時雇用している労働者数が300人以下の月が「6か月以上」(年度途中の事業廃止等の場合は、取扱いが異なります。)ある事業主です。なお、平成24年度以降の申告では、前年度4月から3月までの12か月間に300人以下の月が「8か月以上」あれば減額特例の対象となります(ただし、平成28年度の申告については、取扱いが異なります。)

#### (2) 短時間労働者も納付金の申告等の対象になりました。

週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者も納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象になりました。

⇒ 雇用障害者数の算定の際に、重度以外の身体障害者又は知的障害者である短時間労働者1人を0.5カウントとして計算。(図1参照。)

⇒ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数の算定の際に、短時間労働者1人を0.5カウントとして計算。

障害の種類・程度	週所定労働時間		
	30時間以上	20時間以上30時間未満(短時間労働者)	
		平成22年6月まで	平成22年7月から
身体・知的障害者	1人	-	0.5人
重度	2人	1人	1人
精神障害者	1人	0.5人	0.5人

○ 常時雇用している労働者である障害者1人をもって、障害の種類、程度及び週所定労働時間で区分して上表の該当する欄の人数を雇用しているものとみなして雇用障害者数を算定します。

#### (3) 除外率設定業種の除外率がそれぞれ10%ポイント引き下げられました。

除外率設定業種	改正前	改正後
有機化学工業製品製造業・石油製品・石炭製品製造業・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業・郵便局	10%	0%
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業・船舶製造・修理業、船用機関製造業・航空運輸業・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業・採石業・砂・砂利・玉石採取業・水運業	20%	10%
非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
港湾運送業	35%	25%
鉄道業・医療業・高等教育機関	40%	30%
林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
金属鉱業・児童福祉事業	50%	40%
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
石炭・亜炭鉱業	60%	50%
道路旅客運送業・小学校	65%	55%
幼稚園	70%	60%
船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

お問合せは、社団法人東京都雇用開発協会  
障害者助成納付課 (電話 03-3296-7223)